

第15期 第38回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年7月25日(火) 午後1時35分～午後4時5分

2 場所： 豊見城市役所3階 議会第3委員会室

3 出席委員数： 11 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	比嘉 昇	出席
3番	上原 啓一	出席
4番	比嘉 和生	出席
5番	金城 行男	出席
6番	當間 勇治	欠席
7番	金城 美津子	出席
8番	金城 克治	出席
9番	大城 常雄	出席
10番	當銘 博	出席
11番	宮里 由美子	出席
12番	當銘 司	出席

4 欠席委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 上原 啓一 ・ 比嘉 和生

7 現場調査日時： 平成29年7月25日(火) 午後1時37分～午後3時5分

10. 会議の内容 午後1時30分 開会

会長

定刻を5分過ぎてありますが、これより第15期豊見城市農業委員会第38回総会を開会いたします。

(午後1時35分) 開会

会長

今日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りいたします。

本日の出席委員は12名中11名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。

次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員と第3番委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第4番委員と第3番委員、そして会議書記に大城事務局局長及び當銘主査、よろしくお願いたします。

本日提案された議案等についての現場調査6件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時37分

再開 午後3時05分

会長

再開します。

ではこれより報告案件に入ります。初めに報告第248号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第248号「転用許可に係る工事の完了報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 248 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 249 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 249 号「農地転用後の利用状況の報告について」
5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 249 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 250 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 250 号「農地法許可申請の取下げについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 250 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 251 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 251 号「現況証明願について」
7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 251 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 252 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 252 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 252 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
ないようですので、進行していきます。
では、次に報告第 253 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 253 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
9 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 253 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお

願います。

特にならぬので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 254 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 254 号「農地の現況に関する照会について」説明いたします。報告第 254 号につきましては、那覇地方裁判所より土地の現況について至急報告をしてほしいとのお話がございました。7 月総会まで待てないとのことでございましたので、7 月 6 日に 3 番委員、5 番委員、8 番委員、それと農業委員会事務局職員で現場調査を実施しました。その内容につきましては、第 3 番委員のほうから報告をお願いしたいと思います。

会長 3 番委員、説明をよろしくをお願いいたします。

3 番委員 それでは報告します。

報告第 254 号「農地の現況に関する照会」について、議案書の 23 ページから 28 ページをごらんください。去る平成 29 年 7 月 6 日（木曜日）午後 1 時 30 分より私と 5 番委員及び 8 番委員並びに農業委員会事務局の事務局長と主査の 5 名で字与根西原 23 番 3 について現況が農地なのか、それとも非農地なのか、また競売を行うに当たって買受適格証明書が必要なのかどうかについて現場調査を行い、その後に協議を行いました。

その結果、議案書の 28 ページに記載されているとおり、現況地目については「農地」、買受適格証明書の要否については「要する」と回答することに決定しました。以上です。

会長 ありがとうございます。

ただいまの報告第 254 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 148 号について、事務局の説明をお願いします。

それでは議案第 148 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。

議案書の 30 ページから 31 ページをごらんください。今回、農地法第 3 条の許可申請が 7 件ございました。まず、整理番号 1 番につきまして、申請人は 30 ページに記載のとおりでございます。申請のありました農地が、字保栄茂前ノ原 291 番 4、面積が 214 ㎡、権利の種類は売買による所有権の移転でございます。この申請につきまして、議案書の 33 ページをごらんください。当該申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当と思われま

す。次に整理番号 2 番につきまして、申請人は議案書の 30 ページに記載のとおりでございます。申請のあった土地が、字名嘉地屋無垣原 174 番、面積が 302 ㎡、権利の種類は 5 年間の賃借権の設定でございます。この申請につきまして、議案書の 35 ページをお開きください。当該申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当と思われま

す。次に整理番号 3 番につきまして、申請人は議案書の 30 ページに記載のとおりでございます。申請のありました農地が、字与根中原 306 番 2、面積が 2,105 ㎡、それともう 1 筆、321 番 2、面積が 1,029 ㎡のうち 917 ㎡で、権利の種類が 3 年間の使用貸借権の設定でございます。この申請につきまして、議案書の 37 ページをごらんください。当該申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 5 号について該当すると認められることから、不許可相当と思われま

す。次に整理番号 4 番につきまして、申請人は議案書 30 ページに記載のとおりでございます。申請のありました農地が、字与根中原 338 番 4、233 ㎡、同じく 338 番 5、656 ㎡。これにつきまして、譲渡人の持ち分 2,116 分の 916 について、譲受人に所有権移転するものでございます。この申請につきまして、議案書の 39 ページをごらんください。当該申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に該当すると認められることから、不許可相当と思われま

す。次に整理番号 5 番につきまして、申請人は議案書 31 ページに記載のとおりでございます。申請のありました農地が、字与根中原 338 番 5、面積が 656 ㎡。これにつきまして、譲渡人の持ち分 2,116 分の 600 を贈与により譲受人に所有権移転するものでございます。この申請につきまして、議案書の 41 ページをごらんください。当該申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に該当すると認められることから、不許可相当と思われま

す。次に整理番号 6 番につきまして、申請人は議案書 31 ページに記載のとおりで

ございます。申請のありました農地が、字与根中原 338 番 5、面積が 656 m²で、譲渡人の持ち分 2,116 分の 600 について、贈与により譲受人に所有権移転するものでございます。この申請につきまして、議案書の 43 ページをごらんください。当該申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に該当すると認められることから、不許可相当と思われれます。

次に整理番号 7 番につきまして、申請人は議案書の 31 ページに記載のとおりでございます。申請のありました農地が、字金良後原 327 番 4、136 m²と、同じく 327 番 5、面積が 284 m²、これにつきまして、贈与により所有権移転するものでございます。この申請につきまして、議案書の 45 ページをごらんください。当該申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと認められることから、許可相当と思われれます。

以上で議案第 148 号についての説明を終わります。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

議案第 148 号について 1 件ずつ審議をしますが、整理番号 3 番から 6 番までは関連しますので、一括して審議をしたいと思ひます。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

これより採決します。整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定いたします。

次に整理番号 2 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定いたします。

では次に、すみません、整理番号 3 番から 6 番について質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4 番委員挙手)

4 番委員 3 番から 6 番まで、どちらも調査書において、第 2 項第 5 号で下限面積未満であるとなっておりますが、ちなみに、これだけ譲受人の名前が多いのですが、許可後の持ち分は各個人個人、割合的にはどれぐらいになっているのですか。

事務局 まず整理番号 3 番から 6 番、おのおの、譲受人の許可後の持ち分というのは、30 ページ、31 ページに書いてあるとおりの持ち分が複雑なのですが、ここに記載のとおりで持ち分を、譲渡人のほうから譲り受けるという申請内容になっています。

4 番委員 こちらが計算できるのであれば、各個人個人、幾らぐらいの割合になっているのか、トータル合わせて。割っていませんか。

事務局 面積ですか。

4 番委員 いやいや、持ち分。持ち分がいいですよ。持ち分が大体の、責任持ち分を。

事務局 では休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 48 分

会長 再開します。

事務局 それではお願いします。

整理番号3番に書かれております字与根中原306-2と321-2の畑につきましては、現場調査の結果、農地法第3条の許可後も耕作者は申請者ではないということが確認とれましたので、農地法第3条第2項第1号に該当しないと認められます。整理番号3番が成り立たないということになりますと、残りの整理番号4番、5番、6番につきましても、農地法第3条第2項第5号要件を満たしませんので、不許可相当と認められると考えられます。

会長 よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 これより採決に移ります。
整理番号3番から6番について、農地法第3条第2項第1号及び第5号について、該当することから、不許可相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号3番から6番については不許可として決定いたします。
次に整理番号7番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
採決してもよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 整理番号7番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号7番については許可することに決定いたします。
次に議案第149号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の47ページをお開きください。
議案第149号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたしますので、54 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は、翁長浜原 837 番 8、837 番 9。転用目的は公共事業に係る資材置き場（一時転用）。今回の申請について、計画の目的自体に変更はございませんが、公共工事施工量の増に伴う工期の延長により、一時転用の期間を延長するための申請手続となっております。当該申請について、各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。
議案第 149 号について、承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 149 号については承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次に議案第 150 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 56 ページから 57 ページをお開きください。
議案第 150 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
8 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。
まず整理番号 1 番につきまして、62 ページをお開きください。申請のあった土地は字渡橋名浜原 289-8、与根南浜崎原 521-5。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は字与根西中原 182-1。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 3 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土

地は字与根西中原 185-1。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、77 ページをお開きください。申請のあった土地は字与根西中原 186-4、189-2。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、82 ページをお開きください。申請のあった土地は字与根西中原 190-2。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、87 ページをお開きください。申請のあった土地は字翁長木山原 785-1。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 7 番につきまして、92 ページをお開きください。申請のあった土地は字瀬長舟無小原 43-2。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 8 番につきまして、98 ページをお開きください。申請のあった土地は字名嘉地南又原 258-2。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 150 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。議案第 150 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番から 4 番までは関連しますので一括して審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

いいですか。質疑なしと認めて、これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。次に整理番号 2 番から 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りますがよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

整理番号 2 番から 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 2 番から 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 5 番についても許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方はお願いいたします。

これより採決に移ります。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に整理番号 7 番の質疑を許します。質疑のある方はお願いいたします。

これも採決に移りますがよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 整理番号7番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号7番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。次に整理番号8番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(8番委員挙手)

8番委員 すみません、休憩をお願いして確認したいのですが。

会長 休憩します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時04分

会長 再開します。

これより採決に移ります。

整理番号8番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号8番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。以上をもちまして、本日提案された議事日程を全て終了いたします。委員の皆様には、提案された議事日程に対し真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございます。これで、本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成29年7月25日(火)


午後4時5分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

4 番委員

比嘉 和生 

3 番委員

上原 啓一 

